

12月21日（第5号）

○議長 知念富信君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

開議（午前10時00分）

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長 知念富信君 日程第1． 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって8番 照屋仁士議員、9番 金城好春議員を指名します。

日程第2． 議長諸般の報告

○議長 知念富信君 日程第2． 議長諸般の報告をいたします。両常任委員長から付託議案の委員会審査報告書、陳情審査報告書、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。また選挙第10号 南風原町選挙管理委員の選挙について、選挙第11号 南風原町選挙管理補充員の選挙についてを行います。議員提出案件といたしまして、意見書第4号 米軍普天間飛行場の5年以内運用停止の遵守を求める意見書、意見書第5号 すべての沖縄の子どもたちの健やかな成長のためにこども医療費助成制度の拡充を求める意見書、意見書第6号 すべての沖縄の子どもたちの健やかな成長のためにこども医療費助成制度の拡充を求める意見書。町長から追加議案として、議案第65号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第66号 特別職の職員で常勤のもの期末手当支給条例の一部を改正する条例、議案第67号 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例、議案第68号 平成30年度南風原町一般会計補正予算（第4号）、議案第69号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、議案第70号 平成30年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第71号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第72号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）、議案第73号 南風原町監査委員の選任について、次に決議第6号 閉会中の議員派遣についてを別紙議事日程のとおり議題とすることにします。以上をもって議長諸般の報告といたします。

日程第3． 議案第54号 南風原町立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第3． 議案第54号 南風原町立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 皆さんおはようございます。それでは本総務民生常任委員会の報告をいたします。議案第54号 南風原町立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、12月11日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、12月13日に関係部長、課長、担当職員の出席を求め、審査を行い、翌日まとめと採決を行いました。その審査の中で主な事項について報告をいたします。委員からは、指定管理制度を導入するメリットや指定管理の期間について質疑がありました。執行部からは、子育てサロンや福祉教育など、町にはない福祉事業を実施している社会福祉団体に指定管理をさせることで、相当の事業効果が図れること、また指定管理期間については、さきに社会福祉団体に指定管理させている浦添市を参考に3年を考えているとの説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第54

12月21日（第5号）

号 南風原町立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、可決されました。

日程第4．議案第55号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第4．議案第55号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第55号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、12月11日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、12月13日に関係部長、課長、担当職員の出席を求め、審査を行い、12月19日にまとめと採決を行いました。その審査の中で主な事項について報告いたします。本会議で宮城寛諄議員から質疑のありました件について、追加資料で説明がありました。前期高齢者交付金の推移についてですが、平成20年度1億7,397万8,000円から平成29年度4億842万8,000円と年々増加している。また平成30年度の交付金で本町の配分額について、県の担当に確認したところ、平成30年度からの県単位化により一括して県に交付されることから、市町村ごとの配分額は算出できないと回答があったと報告がありました。委員から、平成36年度以降も繰上充用や一般会計法定外繰入をこれまで同様に行い、穏やかな改正ができない質疑がありました。執行部からは、国民健康保険法で都道府県は運営方針の策定が規定されており、県の運営方針で決算補?等の一般会計法定外繰入及び繰上充用金は解消しなさいとあること、平成36年度からは県で税率も統一されることから、できるものではないと説明がありました。また税率改正により、収納率が低下するのではとの質疑に対し、これまで同様しっかりとした収納対策を実施し、納付相談等については体制を強化していくと説明がありました。採決の前に、委員から継続審査の動議がありましたが、賛成少数で否決されました。討論に入り、さらなる議論が必要との理由で継続審査を提案し、否決されたことによる反対討論がありました。採決に入り、採決の結果、留意事項を付して賛成多数により可決しました。別紙留意事項を読み上げます。今回の国保税改正の周知については、その内容を速やかにわかりやすく周知するよう求める。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは、本会議でも質疑をしましたがけれども、付託をされてこれまで細かく審査をしていただいたと思います。非常に大きな課題、問題、提案ですので、丁寧に少し内容を聞きたいと思います。

まず1点目に、この審査の中で、この国保税の値上げ、そしてまた値下げ、それぞれ税率が変わっているわけですから、値上げも値下げも両方あるのかどうか、その対象者がそれぞれ何名で試算をされているのか教えていただければと思います。

2点目に、今回のこの税率改正で、一番影響の多い世帯はどのような階層で、幾らこの保険税の影響を受けるのか、また最大の値上げ幅、値上げになるのはどのような世帯で幾ら値上げされるのか教えていただければと思います。

3点目に、標準保険料とこの内訳の税率について、応能、応益、それぞれ所得均等、平等割とあるわけですがけれども、税率が統一される平成35年度以降は、それは市町村においても標準税率、内訳については義務化されるものなのか、またその義務化に準じない場合ペナルティーとかがあるのかどうか教えていただきたいと思います。

4点目に、この税率は次年度からの予定でありますけれども、これまでも、今現在の税率で行くと、今年度、そしてまた次年度に税率改正をしたとしても派生をする赤字分があると思います。また、これまでの累積赤字については、それとあわせて法定外繰入、繰上充用を平成35年度までに行い、完了させる。そのような考えなのか教えていただきたいです。

5点目に、今回の提案は2段階の税率の引き上げですがけれども、それ以外に町民の負担する額や、また負担感を軽減する方法がないのかどうか。またその方法についてどのよう

12月21日（第5号）

な検討をしたのか教えていただきたいと思います。

6点目に、今回の税率改正は平成12年度以降、税率を改正していないということで、その町民の負担を減らすと、低く抑えるという点では評価されるべきだというふうに感じますが、非常に大きな方針転換であると考えます。先ほど委員長報告の中で納付相談に十分対応するという説明はありましたけれども、具体的にはどのように対象になる町民の皆さんに知らせ、その納付相談に至るまでの過程をつくっていくのか。この6点、お答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それでは、6点ありましたけれども、1点ずつ、委員会で話し合われたかどうかについてお答えをしていきたいと思えます。1番の値上げ、値下げのことについては、そのようなお話し合いはなかったです。それから2番の具体的なそのような、個々に関する階層ではございますが、そのような質疑もありませんでした。3点目の標準保険料とかペナルティーというのは、県の方針に従って、市町村はやっていくべきものであるとのことではありましたが、義務なのか、そこら辺は詳しく聞いておりません。4点目に、これも一応、県の方針としては平成36年度以降はそのようなことがないようにということやっていく方向性は聞いておりますが、具体性は委員会の中では話し合われておりません。5番目の軽減する方法はないかということも具体性は確認しておりません。6番目の方針として、委員会としても別紙意見書と申しますか、町民に対する丁寧な説明は是非に必要だろうということ、お願いの意味合いも込めまして、周知の徹底をしていただきたいと思いますということは皆さんで話し合われました。以上です。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午前10時14分）

再開（午前10時15分）

○議長 知念富信君 再開します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 わかりました。委員会に付託をしていますので、委員会の付託内容はどのような状況だったのかというところで、本会議では回数制限がありますので今回このような質疑をさせていただきました。審査内容はわかりました。もし議長が許せば、執行部から少し状況を教えていただければ幸いです、その判断はお任せします。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午前10時15分）

再開（午前10時23分）

○議長 知念富信君 再開します。

ほかに質疑がある方はこれを許します。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 何点かお聞きしたいんですけども、平成36年度から沖縄県の国民健康保険は統一するというので、県の国民健康保険運営方針において決められているようですけれども、でもこれは平成36年度から実施をめざすという当局から説明もあったのですが、この時期は、要するに決定的なものなのか、沖縄県のね。平成36年度に統一をしなければいけないということなのか、そこを目標においてやろうとしているのか、その辺は委員会でどういう審査をなされたのかというのが、これが1点目。

2点目、今の照屋仁士議員とのやりとりの中でも、部長も休憩中におっしゃっていたんですけども、要するに法定外の繰り入れとか繰上充用とか、この辺は解消、消滅が求められているということだったんですけども、統一するまでは入れてもやらざるを得ないということをおっしゃっていたんですけども、その後の問題、統一後、これも要するに一般会計から法定外繰入、それから繰上充用金、これは消滅というふうに書いてあるんですけども、その統一後もだめということなのか。火曜日の私の一般質問の中では、禁止ではないのではないかという質問のときに、部長は、たしかに禁止という文章ではないというふうにおっしゃっていました。委員会では、この辺をどういうふうな審査をされているのか。平成36年度以降も、要するに自治体がやろうと思えばできるのかできないのかということをお伺いしたいと思います。

それから県から示されているこの標準税といいますか、今度示されて9億円あまりが示されているんですけども、少し県の標準のように、近づけるようにということ8億円あまりの保険税となっているんですけども、県から示されているのは、要するに次年度はこれでやりなさいという、何と言うか、決定なのか。実はよそからの情報で聞いたんですけども、これは仮の算定であって本算定ではないと、実際には2月に示されると、各自治体の保険税はこれだけにしなさいというふう聞いたんですけども、委員会ではそ

12月21日（第5号）

の辺の情報はありませんか。

それからもう一つは、この議案の説明の中でも出ていたんですけれども、国からの支援金が3,400億円あると、これは全国ですけれども、この中身、これは単なる個々に対する支援金なのか、どういうふうな支援金なのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思えます。例えば沖縄県は、先ほどの質疑に出ていたんですけれども、前期高齢者の割合が少ないということで全国に比べてこの交付金が大分少ないということで、それが原因で南風原町も赤字になっているんだと、当局もそういうふうな説明をしていました。じゃあ、その穴埋めはどうするかということになって、平成36年からは統一されるから、この前期高齢者の交付金は県に入っていて、各自治体に入らないんだというふうなこともおっしゃっていたんですけれども、3,400億円というのはこれは全国にかかる補助金ですけれども、特に沖縄県に対してのそういった補助金というのはほかにあるのかなのか、そういった前期高齢者でマイナスになった分のそういったものはあるのかなのか、その辺もあったかどうかお聞きしたいと思います。

○議長 知念富信君 浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 済みません、多くて…、1番は何でしたか。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午前10時28分）

再開（午前10時29分）

○議長 知念富信君 再開します。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 失礼しました。1点目の、これは平成36年度以降も繰り入れとか、そういうのができるのかということでしたか。制度的なもので、委員会の話し合いの中で平成30年から6年ごとに国保の、6年までを1期として運営方針があると、そしてまた平成36年度からは2期が始まっていく。その平成30年から35年まで…、これは平成36年度から始まるわけですから、平成35年度までの間にこれまでの赤字補?分を各それぞれ市町村で解決に向けて解消していくという流れになっております。先ほども部長から休憩中にお話がありました、平成36年度以降というのは、まだ具体性は決まっていないのではないかと考えておりますが、そこら辺はまた後ほどお答えをしたいと思います。

済みません、3点目の県から示されている…。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午前10時31分）

再開（午前10時31分）

○議長 知念富信君 再開します。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 委員会としては、そこら辺の詳しい説明は求めておりません。

3点目は、同じような内容…。休憩をお願いします。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午前10時32分）

再開（午前10時32分）

○議長 知念富信君 再開します。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん この辺も委員会ではお話し合いはされております。

4点目の3,400億円ということですが、これは全国一律に国保に対する国からの支援金でありまして、沖縄県に対する前期高齢者、それに関しては沖縄県の特殊事情は認められていないということで、特段、その前期高齢者に対しての支援金というのではないということです。ただ国保制度の中で、この若年者の多い部分の調整交付金、またそういうことで国としては調整をしていただいたのかというお話はありました。以上です。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 1点目の平成36年度からの実施目安というのは、これは決まっていないということですが、ということはこれは別に沖縄県は延ばすことも可能ということですよ。そういう中身ですよと…、聞いていない。これ以上は聞いていないのか。はい、わかりました。じゃあ後で行います。

じゃあ、最後というか、3,400億円のことですが、これは最初の説明でたしか南風原町でどれぐらいおりにきているのかという質問のときに、1万円ぐらいと、だけど赤字は2万円あるのでこれは解消できていませんみたいな話があったんですけれども、これ

12月21日（第5号）

は1世帯当たりの1万円なのか、1人当たりの1万円なのか、そのへんをどういうふうにお調べになりましたか。

○議長 知念富信君 浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん この1万円に対しては、国全体に対する国保の、世帯かな、それに対してなんですけれども、県は1人2万円…、1万円ですが、沖縄県全体としては本来は2万円ぐらいが必要だということですが、これが2万円入ってきているかどうかは済みません、確認をしておりますので、とにかくこの3,400億円というのは全国一律ということの、のみの確認であります。以上です。

○議長 知念富信君 寛諄議員よろしいですか。

[宮城寛諄議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午前10時36分）

再開（午前10時49分）

○議長 知念富信君 再開します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 私を提案者として、宮城寛諄議員を賛同者とする、賛成者とする動議を提案いたします。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午前10時50分）

再開（午前10時51分）

○議長 知念富信君 再開します。

ただいま大城 毅議員から議案第55号南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の継続審査を求める動議が提出されました。この動議は、1名以上の賛成者がありますので成立いたします。

議案第55号南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の継続審査を求める動議を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって動議については、追加日程として直ちに議題とすることに決定しました。

休憩します。

休憩（午前10時52分）

再開（午前10時54分）

○議長 知念富信君 再開します。

追加日程第1．議案第55号南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の継続審査を求める動議

○議長 知念富信君 追加日程第1．議案第55号南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の継続審査を求める動議について議題とします。動議提出者の大城 毅議員の説明を求めます。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 それでは動議として、今の議案第55号南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の継続審査を求める動議を提案いたします。まず、提案理由といたしまして、この議案は、国民健康保険税の税率引き上げ、すなわち値上げを内容とする議案であります。南風原町の国保世帯5,167世帯、9,231人の国民健康保険加入者に年間で6,800万円の負担を新たに課するものであります。国民健康保険財政は2017年11月の南風原町中期財政計画の言葉を借りれば、制度的な問題による累積赤字が、平成29年度には16億円を超える見通しで、これが南風原町財政を非常に厳しい運営状況にしています。この制度的な問題とは、前期高齢者交付金が全国の4分の1以下で、これが国保財政を圧迫しているところの計画は指摘をしています。これを解消に近づけ、県の示す標準保険料率に近づけるとしての今回の税率改定、すなわち値上げで引き上げ額6,800万円を単純に加入者数5,167で割ると、1世帯当たり1年間1万3,160円の値上げになります。18年ぶりの大幅引き上げで改正されれば、加入者に大きな負担を課することになるものであるにもかかわらず、当事者、すなわち国保加入者、町民の皆さんへの事情説明、負担増の内容説明は全くなされずに、12月11日に提案され、本日21日に採択に付されようとしています。議会に

12月21日（第5号）

は、決まったことを知らせる広報の機能と同時に、町民当事者の声をよく聞き、議会の判断に生かす広聴機能があります。今こそこの機能を最大限に発揮して当事者の意見を広く聞く機会を持つなどをし、さらに慎重に審査すべきであります。ただいまの委員長報告に対する質疑でも数々の問題で審査が十分されておらず、休憩中に執行部の部長に答弁を求めようとしてもらっているという状況からも見られるように、まだまだ審査は不十分だと考えます。平成12年以来の18年ぶりの値上げの提案であり、今急いで採決することにこだわる必要は全くないと私は思います。よって、この議案の継続審査を行うことを動議として提案いたします。当然のことですけれども、賛成、反対、賛否の分かれた議案については、議会だよりで議員ごとにその態度が報告されるのは言うまでもありません。町民の代表、議決機関としてのこの議会の役割を踏まえ、判断されることを呼びかけまして、提案理由の説明といたします。ご賛同よろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これより動議に対する質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから動議について討論を行います。討論のある方はこれを許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第55号南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の継続審査を求める動議についてを採決します。この動議に賛成の方は起立を求めます。

（起立少数）

○議長 知念富信君 起立少数であります。したがって大城 毅議員外1名から提出されました議案第55号南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の継続審査を求める動議は否決されました。

○議長 知念富信君 これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは、今回の国保税の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行いたいと思います。

先ほど動議のありました継続審査の申し出も否決をされましたけれども、今回の税率改正において、本町の執行部、また議会ともにこの国保税の仕組みについて一義的には国の制度の問題、前期高齢者交付金を初めとした戦後補償の範囲内がなかなか考慮に入れられていないという制度の問題、また先ほども質疑の中で私も申し上げましたが、平成12年以降、町民の負担を抑える、そういった趣旨で法定外繰入や繰上充用を行ってきた本町の姿勢は評価されるべきでありますけれども、その制度がことしの平成30年から県に統一され、その中で国に対しても、県に対してもその制度の改正、また新たな保険者の負担を減らすべく対策を求めていく、そういったことで県単位化は進められてきたと理解しております。やはり今回の値上げについて、一義的に国の制度でありますので、一義的には国が、そして単一化の責任として県が説明責任を果たすべきだと思います。その中で市町村情勢のさまざまな検討を重ねた結果、このような案が出されたと理解しますが、いまだ一度、私たち議会は町民の立場に立って、この影響を受ける人たちの目線に立って判断をすべきだと思います。そういった中で今のこの議論の積み上げの中で、まだまだ足りない点がある。そのような観点から反対を申し上げます。是非ともこの課題、次の税率引き上げにも引き継がれると思います。執行部の皆さんとともに制度の改正を求める。そして保険者の負担や負担感を軽減する、そのようなことをこれからも考えていく上でも、今回のこの議案については反対を表明したいと思います。

○議長 知念富信君 ほかに討論ある方はこれを許します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 議案第55号に反対の立場から討論をいたします。本町の財政状況は、国民健康保険事業の財政が制度的な赤字による国民健康保険事業の累積赤字額が平成29年度末には16億円を超える見通しであることから、非常に厳しい財政運営状況となっております。これは先ほど申し上げた長中期財政計画の表現です。とあるように、本町財政を厳しくしている大きな要因となっていることは、これは全く同じ見解で、町財政の健全化のためには国民健康保険税を健全化することが必要という考えに異論はありません。同時にここでいう制度的な問題とは、前期高齢者交付金が1人当たりで全国の4分の1以下で、これが国保財政を圧迫している大きな要因、この表現も先ほどの計画です。との指摘も全く同意見です。ところで保険税の納付率は97%と大変高く、これには職員の努力はもちろんですけれども、国保加入者、町民の大きな理解、協力、これがあってのことであ

12月21日（第5号）

り、これは高く評価されるべきであります。前期高齢者交付金の是正に向けて、町当局が国への働きかけを続けてきたことは評価するにやぶさかではありませんが、結果としては制度的な問題を何ら解決できず、これを加入者、町民に負わせることには納得ができません。さらに全国知事会も要求している1兆円の国費を国が投入すれば、均等割、平等割すらなくすることができて、協会けんぽ並みに引き下げることができます。国民健康保険制度は、国民皆保険制度の中、他の制度に比べて無職、低年金世帯が多く、本町でも7割、5割、2割と軽減を受ける世帯が6割にも上ります。家計の難しい世帯が多い保険制度であります。この方々に今でさえ重い負担をさらに過重にする改正であります。具体的には町が示したモデル家庭から拾えば、40歳から64歳が2人いる3人世帯で、課税所得33万円から100万円、こういう世帯で5割軽減適用でも、これまで12万2,265円だったものが13万9,074円、1万6,900円の増です。さらに介護保険該当者1人世帯で60万円から83万円の課税所得の世帯で、2割軽減を受けても9万7,530円が1万1,740円の増という大きな負担であります。しかも今回の引き上げは平成36年度の県標準税率に合わせる上でのまだ中間地点で、それまでに今回と同額の値上げを予定していることとなります。医療を保障し、暮らしを守るはずの健康保険制度が逆に今以上に暮らしを圧迫するものになり、賛成できるものではありません。法定外繰入、前年度繰上充用をしないとすれば、医療費が上がった分を補うために加入者から徴収する税率は限りなく上がっていく仕組みになります。これでは加入者の暮らしは守れません。値上げを行うにしても、県標準に合わせるのを平成36年度と区切るのではなく、さらに時間をかけて県の標準に合わせていくために法定外繰入等を行うべきであります。それを禁止する根拠がないというのも審査の中で明らかになった事柄であります。健全化のために値上げは必要であるとしても、少なくとももっと議論が必要で、広く町民に現在の状況を説明し、理解を求める努力が必要であります。このままでは当事者に説明できるものではありません。加入者の実態をよく知る担当部局の職員においても、加入者にさらに過重な負担を負わせる提案は、恐らく私は本意ではないのではないかと考えています。加入者の声を議会として聴取することが必要として継続審査を主張し動議を提案しましたが、否決をされ、採決となります。是非ここで反対せざるを得ないと考えております。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 次に原案に賛成者の発言を許します。1番 玉城 勇議員。
○1番 玉城 勇君 ただいま議論されている議案につきましては、本町の健康保健税あるいは事業を円滑に進めるために提案されている議案であります。18年間、本町の健康保険税の赤字額は17億円近くに膨れ上がりました。今回、平成30年度に県単位化になるということから、これまでの財政の赤字を補わなければいけない、そういう状況にございます。今回は財調から10億円補?しました。これからあと6億円、3億円、3億円と毎年度補?します。しかし、またさらに平成29年度1億円の赤字が見込まれております。本来ならば保険者の収入と医療費の支出が同等であるべきでありますけれども、本町の保険料は低く抑えられておりました。そのために一般会計からの補?が毎年ありました。しかし、これまでにはだまされ支払いを延ばしながら納付をしてきております。しかし今回はどうしても支払いをしなければいけないということで、まず10億円を財調から支払いをしております。これからも続きます。しかし皆さん、この財調というのは南風原町民の税金はもちろんでありますけれども、毎年毎年の繰り越しを含めて積み上げてきた財調であります。すべての町民から徴収した税金でございます。ですからすべての多くの町民が9,000名の国保の保険者の負担に対して協力をしてきたわけでありまして、本来ならば、先ほど申し上げたように係る医療費の負担は保険者が行うべきでありますけれども、しかし本町は5割軽減、7割軽減で補?をしてきております。保険者を手伝いしながら今やってくる状況がありますけれども、今回はどうしても見直しをしなければいけないという状況でございますので、私たち議員も3万9,000町民の状況も考えながら、また9,000名余りの国保加入者の皆さんも考えながらこれまでやってまいりました。その国保加入者の皆さんに対しての思いはこれからも変わりません。できる限り手伝いをしていきたい。しかしながら、今回の提案については、やはり見直しをしていかなければいけない、そういう時期に来ていると思います。ですから私たちも丁寧に町民に説明をしながら、この議案を採択して、これから執行部とともに町民に対しての説明責任を負うべきだと思っておりますので、私たちも責任を持ってこの南風原町の国保事業を進めていかなければいけないと思っておりますので、今回の提案については賛成でございます。皆さんどうかご賛同をお願いいたします。

○議長 知念富信君 ほかに討論がある方はこれを許します。14番 宮城寛諄議員。
○14番 宮城寛諄君 先ほどの賛成討論を聞いていまして、ちょっと違うんじゃないかと

12月21日（第5号）

思いましたので、この議案第55号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対する立場から討論をしたいと思います。

先ほどの賛成討論の中で南風原町の累積赤字約16億円余り、17億円ほどあると。これが長い間の国保税を値上げしていないというふうなことが云々語られていましたけれども、南風原町の累積赤字がふえたのは、町当局も説明の中で示されているとおり、本件国保の前期高齢者が占める加入割合が他都道府県に比べて低いため、著しく低く交付されており、国民健康保険事業が赤字に陥る大きな原因となっていると。まさに前期高齢者の加入比率が、全国に比べて沖縄県は少ないという、この原因が国保を大きな赤字に陥らせているわけであります。国保税が低いから、これが大きな要因になっているわけではありませぬ。ですから今回のこの健康保険税、まず税を上げる前に国に対して、例えば公費の増額を求めていくとか、前期高齢者の加入割合に対する交付金の、他都道府県並みの補?を求めていく、これをまず行うべきではないでしょうか。一般会計からの法定外繰入などで値上げを低く抑え、もっともっと検討を重ねるべきだと思います。来年の10月からは消費税も10%の値上げ、これを控えています。町民の暮らしがますます厳しくなる、こういう状況の中で大幅な値上げは、私は決してやるべきではないというふうに思います。以上の点から今回の議案第55号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対するものです。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 ほかに討論ある方はこれを許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 これで討論を終わります。これより議案第55号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立多数）

○議長 知念富信君 起立多数であります。したがって本案は、可決されました。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午前10時16分）

再開（午前10時26分）

○議長 知念富信君 再開します。

休憩します。

休憩（午前10時27分）

再開（午前10時27分）

○議長 知念富信君 再開します。

日程第5．議案第56号 平成30年度南風原町一般会計補正予算（第3号）

○議長 知念富信君 日程第5．議案第56号 平成30年度南風原町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第56号 平成30年度南風原町一般会計補正予算（第3号） 審査の経過 本案は、12月11日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、審査を付託され、12月13日に関係部長、課長、担当職員の出席を求め、12月12日、13日に説明を受け審査を行い、同日まとめと採決を行いました。その審査の中で主な事項について報告いたします。企画財政課について、予算書13ページ、16款1項12目ふるさと寄附金、1節ふるさと寄附金の増額補正について、今年度の見込み件数と金額の確認がありました。執行部からは、件数2,211件、金額は4,162万7,000円を見込んでいたと説明がありました。保健福祉課について、予算書19ページ、3款1項3目心身障害者福祉費、20節扶助費、重度心身障害者（児）医療費助成金の増額補正について確認がありました。執行部からは、自動償還になったことによる増額であると説明がありました。自動償還対応医療機関はまだ少ないことも重ねて報告がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

12月21日（第5号）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第56号 平成30年度南風原町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、可決されました。

日程第6．議案第57号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長 知念富信君 日程第6．議案第57号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第57号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） 審査の経過 本案は、12月11日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、審査を付託され、関係部長、課長、担当職員の出席を求め、12月12日に説明を受け審査を行い、翌日まとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全会一致により可決しました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第57号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、可決されました。

日程第7．議案第58号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長 知念富信君 日程第7．議案第58号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん それでは読み上げて報告させていただきます。議案第58号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第3号） 審査の経過 本案は、12月11日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。委員会では12月12日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。審査の内容につきまして報告いたします。委員より、浸水対策下水道補助金が減額となった理由について質疑がありました。去年の11月に平成30年度の同補助金の要望を行っているが、その後、ことしの7月の交付決定通知を受け、満額配分されなかったため今回補正減としているとの説明がありました。また、今年度できなかった箇所は次年度以降に行うとの説明がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして同日に採決を行い、審査を終結いたしました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

12月21日（第5号）

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第58号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、可決されました。

日程第8．議案第59号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

○議長 知念富信君 日程第8．議案第59号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん それでは読み上げて報告いたします。議案第59号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号） 審査の経過 本案は、12月11日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。委員会では12月12日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。審査の内容につきまして報告いたします。委員より、保留地処分の進捗状況について質疑がありました。保留地は全体で3.3ヘクタールで、そのうち0.9ヘクタールの処分を行った。街区が整備できたところから確定測量を行い販売説明するとの説明がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして同日に採決を行い、審査を終結いたしました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。よろしく願います。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第59号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、可決されました。

日程第9．議案第60号 平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

○議長 知念富信君 日程第9．議案第60号 平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん それでは読み上げて報告させていただきます。議案第60号 平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） 審査の経過 本案は、12月11日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。委員会では12月12日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。審査の内容につきまして報告いたします。委員より、集落内での新築物件の箇所になぜままがないのか質疑がありました。当初、同事業で整備できる箇所は既存の建物がある箇所と決められていたため、新築物件ができると随時ますを設置していると説明がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして同日に採決を行い、審査を終結いたしました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。よろしく願います。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はこ

12月21日（第5号）

れを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第60号 平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、可決されました。

日程第10. 認定第1号 平成29年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長 知念富信君 日程第10. 認定第1号 平成29年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。

浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 認定第1号 平成29年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定について 審査の経過 本件は、10月2日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、11月5日、6日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑を行いました。また7日の連合審査会において経済教育常任委員会より審査報告を受けました。連合審査会終了後に委員会を開き、決算認定について審査し、まとめと採決を行いました。その審査の中で主な事項について報告いたします。1点目に、税務課における審査の過程で、認定第1号33ページ、決算書7及び8ページ、町税の徴収率と徴収業務について、徴収率は現年度99.6%、滞納分53.4%、総合98.9%であり、町民の納税意識が高まり高い徴収率が維持されていること。また平成29年度は県内市町村で徴収率が1位であったと説明がありました。2点目に、こども課における審査の過程で決算書104から107ページ、3款2項1目、法人保育園職員給与補助金について、待機児童解消に関連して課題の1つである保育士の確保について、調査研究し、さらなる努力を求める要望がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、挙手全員であり、全会一致により認定すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより認定第1号 平成29年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって認定することに決定しました。

日程第11. 認定第2号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 知念富信君 日程第11. 認定第2号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 認定第2号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 審査の経過 本件は、10月2日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、11月5日に委員会を開き、民生部長、担当職員の出席を求め質疑を行い、7日に採決を行いました。委員会では、国民健康保険特別会計の今後の赤字解消について質疑がありました。執行部から

12月21日（第5号）

は、今年度より県単位化になっており、県の動向を踏まえながら適宜対応していくとの説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、挙手全員であり、全会一致により認定すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより認定第2号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって、認定することに決定しました。

日程第12. 認定第3号 平成29年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 知念富信君 日程第12. 認定第3号 平成29年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 認定第3号 平成29年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 審査の経過 本件は、10月2日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、11月5日に委員会を開き、民生部長、担当職員の出席を求め質疑を行い、7日に採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、挙手全員であり、全会一致により認定すべきものと決定しました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより認定第3号 平成29年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって、認定することに決定しました。

日程第13. 認定第4号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 知念富信君 日程第13. 認定第4号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん それでは報告いたします。認定第4号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 審査の経過 本案は、10月2日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、本委員会へ付託されたもので、11月9日に委員会を開き、関係部長、課長及び担当職員の出席を求め審査をいたしました。審査の内容につきまして報告いたします。委員より、流域下水道建設負担金の積算方法について質疑がありました。汚水処理は南風原町、那覇市、浦添市、豊見城市を構成員とする那覇浄化センターで行っており、処理場までの下水道管を建設するための費用を4市町の汚水量の割合で積算しているとの説明がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして11月9日に採決を行い、審査を終結いたしました。

12月21日（第5号）

討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で認定すべきものと決定しました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより認定第4号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって、認定することに決定しました。

日程第14. 認定第5号 平成29年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 知念富信君 日程第14. 認定第5号 平成29年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん それでは報告いたします。認定第5号 平成29年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について 審査の経過 本案は、10月2日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、本委員会へ付託されたもので、11月6日に委員会を開き、関係部長、課長及び担当職員の出席を求め審査し、11月9日に採決を行い、審査を終結いたしました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で認定すべきものと決定いたしました。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより認定第5号 平成29年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって、認定することに決定しました。

日程第15. 認定第6号 平成29年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 知念富信君 日程第15. 認定第6号 平成29年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん それでは報告いたします。認定第6号 平成29年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 審査の経過 本案は、10月2日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、本委員会へ付託されたもので、11月9日に委員会を開き、関係部長、課長及び担当職員の出席を求め審査し、同日に採決を行い、審査を終結いたしました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で認定すべきものと決定いたしました。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

12月21日（第5号）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより認定第6号 平成29年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって、認定することに決定しました。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午前11時57分）

再開（午後0時58分）

○議長 知念富信君 再開します。

日程第16. 議案第65号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第16. 議案第65号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第65号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、国の人事院勧告、県の人事委員会勧告、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律を踏まえ、改正する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第65号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明します。改正理由については、ただいま副町長から説明がありましたとおり、国の人事院勧告、県の人事委員会勧告並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律を踏まえた上での改正となります。議案書8ページの新旧対照表と概要説明資料で説明します。

今回の改正は、期末手当の支給割合を0.05月引き上げることにより、勤勉手当と期末手当を合算し、年間支給割合を「4.4月」から「4.45月」とするものです。また再任用職員についても勤勉手当の支給割合を0.05月引き上げることで、勤勉手当と期末手当を合算すると、年間支給割合は「2.3月」から「2.35月」となります。また新旧対照表の9ページからは行政職給料表の改正となります。これは給料月額を400円から1,500円の幅で引き上げる改正で、平均改定率は0.23%となります。1級1号の給料月額は、改正前「14万2,600円」改正後「14万4,100円」で1,500円の引き上げ、7級61号の月額給料は、改正前「44万4,500円」、改正後「44万4,900円」で400円の引き上げとなります。おおむね1級が1,500円、2級と3級が1,000円、4級と5級が600円、6級と7級が400円で、若い等級ほど引き上げ幅が高くなります。14ページの再任用職員については、一律400円引き上げの改正となります。この職員の給与に関する条例の改正については、まず第1条で今年度の勤勉手当を12月期に0.05月を引き上げて支給することを規定しております。

次に第2条で、次年度以降の期末手当、勤勉手当の6月期と12月期の支給割合を同率とすることを規定し、附則で第1条、第2条のそれぞれの実施時期及び遡及適用について規定しております。

以上が議案第65号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは質疑したいと思えます。この議案書の7ページの中で、今、再任用職員に対するとおるところで、この2条の3というところですけども、「100分の130」を「100分の72.5」、「100分の110」を「100分の62.5」というところがちょっと説明にないんですけども、これは再任用職員の期末手当を引き下げる、そういう提案でいいのかどうか、その辺を教えてください。

次に資料ということで、資料の2ページに人事院勧告についての資料を添付していただいておりますけれども、再度、この人事院勧告によって月例給とボーナスの引き上げが勧

12月21日（第5号）

告をされた。そこには次の議案2つにもかかわりますけれども、一般職、管理職、再任用に続いて、特別職、議員というふうにあるんですけれども、この職員以外の方々にも人勧のものが適用されるのか。特別職とかは次の質問、次でもいいんですけれども、報酬審議会とか、別機関なのかなと思っていましたので、その辺を教えてください。

次にこの給与法の改正ですけれども、今回追加議案で出されていると。人事院勧告に基づく給与表の改正ですけれども、なぜ当初で出さずに、当初で出せばどこかに付託をしたり、もうちょっと議論ができたんじゃないかと思うんですけれども、当初で出せなかった理由とこれまでの経過について、以上3点を教えていただければと思います。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは答弁いたします。まず、再任用職員についてですが、資料の中で、資料の2ページですね、新旧対照表に書いてある再任用職員というのは、一般職の職員ですが、仁士議員がおっしゃるとおり、再任用職員の規定については管理職の再任用職員の規定も入っています。しかしこちらのほうは現在いないことから資料にはつけておりません。そういうことです、1点目は。特別職の期末手当については、こちらのほうは法律がまた別にありまして、特別職の法律改正があったことからそのように、同様に…、特別職の職員で非常勤のもの期末手当支給条例の一部、国の法律もこれは改正になりましたので、それに合わせて改正しております。また今年度追加議案になったのは、我々も人勧へ出て、例年の11月臨時会、または当初で出す予定でありましたが、国から法律の施行の後に公布しなさいということがあったものですから、12月の当初予算へ上げるまではまだ公布、準備している段階。予算編成をしている段階では、まだこの法律が公布されておりません。この法律は11月30日に公布されましたので、そのときにはまだ補正予算を上げる準備が整っていなかったことから追加で議案を提案しております。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 済みません、ちょっと聞き漏らしていたら申しわけないんですけれども、先ほどの7ページの再任用職員については、現在いないということはわかりましたけれども、これでは要するに期末手当が下がると読み取れるわけですけれども、その答弁がなかったような、なので再度お願いしたいと思います。

あと2点目の人勧の内容についてですけれども、特別職、議員については別であるけれども、資料上並べてあると、見やすいように、人勧とはまた別という考え方でいいのかどうか。

あとこの3点目の人勧の告示の時期というのが、準備の段階でまだされていなかったということですが、告示の前にも、告示する前に一応法律として…、法律というのか、やれば内容はわかるわけですね。それで11月30日から議会開会までの間にできなかったのかなというのがありますけれども、これは例年そうなっているんですか。それともことしが遅いのか。本来そういう告示後に正式な手続を踏むのであれば、これは内容がさかのぼることになっていきますので、そうであれば新年度からの適用ではないのかなと思いますけれども、そのあたり例年の状況も踏まえて、再度答弁をお願いします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 まず、資料の2ページをごらんいただきたいと思います。今回の改正は、平成30年度は12月期の、職員であれば勤勉手当が0.05月引き上げになると、またもう一つ、1条では。もう2条で平成30年度以降、これが年間支給割合は4.45月で変わりませんが、6月と12月で同じ率になるということですから、12月期を見ると前年度よりは引き下がっているということになりますが、これは年間支給割合は4.45月で、平成31年度は6月期と12月期を同じ比率にするという改正が2つありますのでそういったことになっております。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午後1時10分）

再開（午後1時10分）

○議長 知念富信君 再開します。

○総務部長 宮平 暢君 再任用につきましても12月期が上がって、翌年度6月期と12月期で支給比率を同じにするために、年間を通しては比率は下がっておりません。また国の施行日が11月30日でありました。今回、これまではありませんでしたが、今年度、県を通して国が施行した後、条例の施行をしてくれということで通知がありました。これまではこういった文書はなかったんですが、今回ありましたので、それで去年施行日が12月15日近辺でしたので、我々も昨年同様、今年度も12月中旬ごろかなという想定をしておりましたが、しかし、数字的には持っていました、ただ12月の補正予算、編成時期には11月30

12月21日（第5号）

日は間に合いませんでしたので、今回の追加議案での提案となっております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 最後に1点だけ、資料で3ページに近隣市町村の状況をつけていただいておりますが、この人事院勧告で、ここでは全ての市町村で給料表の改正も、勤勉手当についてもされているということですが、近年やっぱりどの市町村も財政が非常に厳しいという中で、職員に対してモチベーションを持ってもらうために、今回の勧告に従って引き上げるということは私は適正だと思いますが、引き上げをしない市町村についても県内にはあるのかどうか、また過去に本町ないし、過去にもあったのかどうか、それだけお答えいただいてもよろしいですか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 今回調査した県内市町村、また過去にもあったかどうかわかりませんが、私の知る限りでは人勧どおりに全て進んでいるというふうに理解しております。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午後1時13分）

再開（午後1時13分）

○議長 知念富信君 再開します。

ほかに質疑ある方はこれを許します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 まず1つは、この人事院勧告の内容について提案されていますけれども、職員の皆さんの労働組合とは調整されるものなのかどうか、その経過をお聞きしたいと思います。

それからさっきの仁士議員とのやりとりの中で、これはこの議案ではないけれども、特別職と議員も次に出てきますけれども、これについては法律が改正されて施行される云々というふうなことがありましたけれども、これはこの提案理由にはそうですね、次の特別職だとか、それから議員の提案理由を見ると、まず特別職は一般職が改定されたのでという、そういう趣旨ですよ。それで議員のほうは特別職が改定されるのに伴いというふうなそういうイメージで、それを踏まえた、一般職員が改正されたら特別職、特別職が改定されたら議員と、こういう理屈になっているわけですが、今の説明からすると、法律の改正があったかのように聞こえたんですけれども、そういうことなのかどうか。人事院勧告であって、法律が改正されたというふうに私は理解しないものだから、特別職や議員に関しても勧告しているのかどうか。そこはそうじゃなくて一般職に関して勧告をしていると理解しているものだから、その辺についてどうなっているかお答えをいただきたいと思います。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。特別職に関しても一般職の給料の引き上げを踏まえて、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律というのがありまして、特別職も、この期末手当の比率が改正されていますので、それも参考に基づいて同じようにやっているということになります。労働組合とも協議を重ね、締結の同意を得て今回の条例提案となっております。

○議長 知念富信君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 提案理由のほうには確かに給与に関する法律の改正があったからとありましたね。この法律の中で0.05月引き上げましようということが数字として、改正されたという理解でよろしいですか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 そのような理解でよろしいです。

○議長 知念富信君 ほかにいらっしゃいますか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 1つだけお伺いしたいと思います。先ほど労働組合との関係で、何といいますか、妥結したというんですか、ところで労働組合からは賃金について、例えば一般に会社では春闘とかあって要求書が出されるんですけども、労働組合からそういった要求をされて、人事院勧告があって、そういうふうな調整なのか、それともすぐ一般的に人事院勧告があって、それを労働組合と協議するということなのか、これはどういうふうな方向でやっていますか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 組合のほうからも人事院勧告遵守ということでの要望が上がっております。我々も同じような意見でありますので、そのまま合意して提案となっております。

12月21日（第5号）

- 議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。
○14番 宮城寛諄君 賃金については、そういった人事院勧告を遵守してくださいという
ような要望があったということですが、そのほかに、この給与以外にも労働組合の
待遇とか、いろいろ改善の部分はあるんですか、その辺をお聞きします。
○議長 知念富信君 総務部長。
○総務部長 宮平 暢君 賃金以外にも労働環境とかそういった部分の要求もあります。
それにも今回回答いたしまして、同意を得て協定書を締結しているところであります。
○議長 知念富信君 よろしいですか。
（「進行」の声あり）
○議長 知念富信君 これをもって質疑を終わります。
お諮りします。ただいま議題となっております議案第65号については、委員会の付託を
省略したいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第65号については、委員会の付託
を省略することに決定しました。これから討論に入ります。討論のある方はこれを許しま
す。
（「なし」の声あり）
○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第65
号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は、原案
のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（起立全員）
○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されま
した。

日程第17. 議案第66号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する
条例

- 議長 知念富信君 日程第17. 議案第66号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給
条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めま
す。副町長。
○副町長 国吉真章君 議案第66号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一
部を改正する条例 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、一般職の給与改定、特別職の給与
に関する法律等の一部を改正する法律を踏まえ、改正する必要があるため提案をいたしま
す。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。
○議長 知念富信君 総務部長。
○総務部長 宮平 暢君 議案第66号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の
一部を改正する条例について概要を説明いたします。改正理由については、ただいま副町
長から説明がありまして、一般職の給与改定、特別職の職員の給与に関する法律等
の一部を改正する法律を踏まえた上での改正となります。議案書3ページの新旧対照表と
概要説明資料で説明いたします。
今回の改正は、期末手当の支給割合を0.05月引き上げることにより、年間支給割合を
「3.3月」から「3.35月」とするものです。同条例の改正については、まず第1条で今年
度の期末手当を12月期に0.05月を引上げて支給することを規定しております。
次に第2条で、次年度以降の期末手当の6月期と12月期の支給割合を同率とすることを
規定し、附則で第1条、第2条のそれぞれの実施時期について規定しております。
以上が議案第66号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条
例の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。
○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。8番
照屋仁士議員。
○8番 照屋仁士君 それでは質疑をさせていただきます。近隣市町村の表もわかりやす
く出していただいております。今回、人事院勧告に基づいて一般職に給与の
改定があったと。それに基づいて特別職の給与に関する法律も改正をされたというこ
とですが、この特別職の給与について、この中身を給与の額というのは市町村ごと
に違ふと思っております。給料表というのはある程度準じて各市町村つくっていると思
いますが、特別職については、各市町村によって違ふわけですね。今回は比率ですの
で、比率が変わった

12月21日（第5号）

という内容ですけれども、それ以外にこの特別職の給与を検討するというか、判断する、これはさっき言った報酬審議会みたいなものとかそれ以外の機関、人事院の勧告に伴ってというものの以外もあるのかなと考えますけれども、そういったものも踏まえているのか。今回、この法律だけが上げる理由なのか、その辺をそしていただきたいと思います。

次に特別職といっても町長を初め、副町長、教育長と思うわけですがけれども、この議会も町民の皆さんが見ていますし、ちょっと手元に資料を持っていませんけれども、特別職の給与というのは職員よりもはるかに高いわけです。これが比率でいくと、期末手当ですから、幾らから幾らに上がるのか、夏と冬が同じ額になるというふうにありますけれども、それぞれ幾らから幾らに上がるのか、それを教えてください。以上2点よろしく願います。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 特別職の期末手当につきましては、先ほどお答えしたとおり、国の特別職の法律が改正したことによることとあります。また給料月額については、仁士議員が説明していました報酬審議会がありまして、そこで議論されることとあります。しかし、議論されて改正する手続をしていくんですが、今回はあくまでも人勧、また国の法律で、期末手当についての改定であったことから、今回は期末手当についてのみ改正となっております。また特別職の給料の計算については、今持ち合わせておりませんので、後ほどの報告でよろしいでしょうか。計算して、時間がかかりますので…。すぐ今ここで答弁というのは、今持っていないものですから、後で提供ということによろしいでしょうか。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今の答弁で、今回は期末手当の改正なので、報酬審議会が月額、基礎的などの算定、期末手当については今回の法律改正によって上がるという理解をしました。それでいくとですね、今回出していただいた資料の中で、特別職の給与が上がっていないだろうと予想されますけれども、×をついた市町村がありますね。率も違いますから、今回上がらなかったのか、それとも以前から上がっていなかったのか、そういったことがあると思うんですけれども、要するにこの法律が比率によって改正されても、人勧もなしだと思えますけれども、その財政状況によって上がらない市町村もあったと。もしくは今回の人勧にも、今回の法律改正にも引き上げを行っていない市町村がこの×のついたところであると、そういう理解でいいかどうか。先ほども申し上げましたけれども、それぞれ市町村、非常に財政が厳しいということで、そういう判断がほかのところでのようにされたのか、これを教えていただければと思います。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 この特別職の期末手当の改正については、各県、市町村独自で判断があったと思います。現在、12月11日時点で×が書いてあるところは引き上げが予定されていないと、予定のない市町村ということでこの資料は作成しております。

○議長 知念富信君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 今の議論ともかわりますけれども、報酬等引き上げ審議会には今回はかけていないということを改めて確認、そういうことですね、確認してください。

それからこの特別の職員の給与に関する法律の改正があったということですがけれども、今あったようにほかの市町村で改定していないところがあるようですけれども、この法律は義務規定ではなくて、することができるということ、そういう理解でいいのかどうか。その点について確認してください。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 まず1点目、報酬審議会ですが、報酬審議会の審議事項は給料月額となっております。ですから期末手当については審議し得る機関ではありませんので今回はしていません。あくまでも給料月額の審議ということになります。

また特別職の給与に関する法律については国の法律であり、遵守する義務ではありませんが、参照にして我々は提案しているということとあります。

○議長 知念富信君 よろしいですか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ある方はこれを許します。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第66号については、委員会の付託

12月21日（第5号）

を省略することに決定しました。これから討論に入ります。討論のある方はこれを許します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 それでは議案第66号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を申し上げます。

この議案は、町長、副町長、教育長の期末手当を改正し引き上げる条例であります。三役の期末手当については、給料月額、例えば町長79万円、副町長64万5,000円、教育長60万4,000円に対し、それぞれ10%を足して、それに1.725を掛けた額が今現在、改正前の金額です。これに掛ける「1.725」を「1.755」に引き上げるというのが今回の提案であります。これによって町長は「149万9,000円」から「154万2,000円」、副町長が「122万4,000円」から「125万9,000円」、教育長が「114万6,000円」から「117万9,000円」に引き上げるものであります。この今、申し上げました、まず最初に月額に10%を上乗せするというのは、改めて条例をよく読まなければわからない。なぜ10%なのかも私はわかりませんが、ここのところも曖昧で、町民に見えにくいものでありますけれども、これは今回は改正をしていません。

本日の議会で、午前中でしたが、国民健康保険税の税率引き上げで、加入者に大幅な負担増を議決したばかりで、特別職、これから出てきます議会議員の期末手当の支給率を引き上げる。こういったことでは町民の負担増との整合がとれないと思います。到底、町民、国民健康保険加入者に説明できるものではなくて、賛成できるものではありません。

議員の皆さんにご賛同いただき、本案を否決していただきますよう呼びかけいたしました。討論といたします。

○議長 知念富信君 次に原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 これで討論を終わります。これから議案第66号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長 知念富信君 起立多数であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第67号 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第18. 議案第67号 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第67号 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例を踏まえ、改正する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第67号 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。改正理由については、ただいま副町長から説明がありましたとおり、特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例を踏まえた上での改正となります。議案書3ページの新旧対照表と概要説明資料で説明します。

今回の改正は、期末手当の支給割合を0.05月引き上げることにより、年間支給割合を「3.3月」から「3.35月」とするものです。同条例の改正については、まず第1条で今年度の期末手当を12月期に0.05月を引き上げ支給することを規定しております。

次に第2条で、次年度以降の期末手当の6月期と12月期の支給割合を同率とすることを規定し、附則で第1条、第2条のそれぞれの実施時期について規定しております。

以上が議案第67号 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 一般職員の給与というのは、先ほども質疑しましたけれども、例えば労組の側から要求、人勧を守ってくれというのがあつたけれども、ふつうは4月から自分たちの給与の値上げについて要求するわけです。それで最終的には人勧が出て12月ご

12月21日（第5号）

ろに解決するから遡及するというのはわからないでもないんだけど、今回の特別職の期末手当もそうですけれども、今度の議員の期末手当もそうです。なぜ遡及しなければならぬのか、12月のね。もうもらっているんです、12月10日に、それをなぜ遡及までしなければならぬのか、その辺がよくわからない。値上げするのだったら、要するに足りなからということでしょう。私も決して議員の報酬は高いとは思っていません、少ないと思っています。そういうのを変えるというのはわかるんだけど、期末手当でそういうふうにするということに対して非常に疑問を感じます。その辺だから、遡及というのはなぜそういうふうになるのか。例えば6月から、来年の12月からという形でのアップができないのか、その辺が非常に気になることです。その辺をちょっと説明をお願いします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 人事院勧告及び国の特別職の法律改正ですが、こちらのほうは12月の期末手当からということになっております。また本来であれば、これまでどおり12月支給前の11月に条例を提出して、改正して、12月期から支給をするというふうに組む予定でありましたが、今回、国が施行期日、国の法律改正の期日後に条例の施行をしてくださいということで文書が来まして、それにあわせて今回おくれたことから、しかしながら、今回は12月期の支給ということになっておりますので、支給は終わっていますが、12月期の0.05月を引き上げということで提案をしております。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 人事院勧告のそういう改正をした後からやりなさいということだったら、別に今議論しているわけですから、こっちも議論して決まらない限りできないわけでしょう、なぜそれを戻ると言っている。議論してやるんだったら、これから後のほうでいいじゃないですか。なぜ戻るんですか。一般職員のものとはよくわかるんです。4月に要するに要求を出しますから、私たちはこうしてくれと。ここから闘いですからね。だけどここは違うはずなんです。私などは期末手当の報酬の値上げ、こういうことをやっております。私はもっと上げてほしいと思うんだけどもやっていないんです。それを人事院勧告が出たからと。それと他の町村の値上げをしていないと特別職の出ているんですけども、議員のほうも。別にこれに義務はないと、この法律は。というふうにおっしゃっている中で、なぜ戻るとかというのが私はいまだに理解できません。その辺をもう少し詳しくできませんか。国が人事院勧告の法律が決まった後からというからそうなんだというのが、そうであるのであれば、年明けてからでもいいんじゃないですか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 この人事院勧告、国の法律についても12月期から0.05月引き上げということになっておりますので、本町もそれに参照して12月期の支給を0.05月引き上げることとしております。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 ということは、人事院勧告で決まってからやりなさい、12月からやりなさいということだからやるんだと。町の財政とは全く関係ないということですか、それは。特別職のほうは、アップ額が2人で7万幾らかですね、たしか次に一般会計で出てきますけれども、議員のほうは幾らでしたかね。議員はちょっと9月に当選された方がいるのでマイナスになっていきますけれども、前期と比べてマイナスになるのでどれぐらいトータルでアップするのかわかりませんが、この表の見方からすると。少ない額とはいえ財政にかかるわけですから、それは全く見ない、法律がそうなるから実行するんだということなんでしょうか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 お答えいたします。確かに財政事情はそのときどきの事情によって非常に大きくかわってくると思いますが、今回の提案につきましては一般職、また国の特別職員に照らし合わせて妥当だということでの提案、これに同じく引き上げたほうが望ましいということで提案しております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 重なるかもしれませんが、聞き方を変えて町民の皆さんがわかりやすいように聞きますが、人勧に伴って法律の改正があったというふうに理解できますけれども、これも先ほどの特別職と同じような改正理由であるということを確認したいのが1点。

もう1点は、先ほども特別職についても聞きましたので、私たち議員についても幾らから幾らになったのか。先ほど動議の中で数字が出ましたけれども、執行部からは是非、両方いただければありがたいと思います。

12月21日（第5号）

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 今回の提案につきましては、特別職と同様な理由で提案をしております。

また、先ほど特別職のときには出ていませんでしたが、議員についてもまだ計算を出していませんが、議員についての改正の額は約17万円ということになっております、全議員です。

[照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午後1時42分）

再開（午後1時58分）

○議長 知念富信君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 大変失礼いたしました。まず町長の期末手当、年間支給額が「286万7,700円」から「291万1,150円」「4万3,450円」の増になります。副町長「234万1,350円」から「237万6,825円」「3万5,475円」の増、教育長「219万2,520円」から「222万5,740円」「3万3,220円」の増額です。また議員については、年間「84万5,790円」から「85万8,605円」へ「1万2,815円」の増となります。以上です。

○議長 知念富信君 質疑ある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第67号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ある方はこれを許します。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第67号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 それでは議案第67号 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例に反対する立場から討論いたします。

当議案は、特別職の常勤のもの、すなわち町三役の期末手当引き上げに伴い、南風原町議会議員の期末手当を改正し引き上げる条例であります。議会議員の月額報酬は、役職のない議員で月額「23万3,000円」です。それに10%を足して、従来これに「1.725」を掛けた額から「1.775」掛けた額に引き上げるという内容です。これにより、先ほど総務部長から答弁がありましたように「1万2,815円」引き上げられるというものであります。先ほどと同じで、この月額にまず10%上乘せするというのは、町三役同様、条例をよく見なければわからない。根拠も曖昧で町民に見えにくいものでありますけれども、今回これは改正をしております。

けさの議会で国民健康保険税の税率引き上げで加入者に大幅な負担増を議決したばかりであり、特別職同様、議会議員の期末手当の支給率を0.05カ月分引き上げると、1万8,825円を上げるということでは、町民の負担増との整合がとられません。到底、町民、特に国民健康保険制度加入者の皆さんに説明できるものでなくて、理解が得られるものではなく、賛成できるものではありません。

議員の皆さんにご賛同いただき、本案を否決していただきますよう呼びかけるものであります。以上です。

○議長 知念富信君 次に原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 これで討論を終わります。これから議案第67号 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長 知念富信君 起立多数であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第68号 平成30年度南風原町一般会計補正予算（第4号）

日程第20. 議案第69号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

日程第21. 議案第70号 平成30年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第22. 議案第71号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第23. 議案第72号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）

12月21日（第5号）

号)

○議長 知念富信君 日程第19. 議案第68号 平成30年度南風原町一般会計補正予算（第4号）、日程第20. 議案第69号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、日程第21. 議案第70号 平成30年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第22. 議案第71号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第4号）、日程第23. 議案第72号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）についてを一括議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第68号 平成30年度南風原町一般会計補正予算（第4号）平成30年度南風原町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,212万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億8,868万円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。（債務負担行為の補正）第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

続きまして、議案第69号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）平成30年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億896万4,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

続きまして、議案第70号 平成30年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）平成30年度南風原町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,011万1,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

続きまして、議案第71号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第4号）平成30年度南風原町の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,491万7,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

続きまして、議案第72号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）平成30年度南風原町の土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,125万8,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。以上です。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それで議案第68号 平成30年度南風原町一般会計補正予算（第4号）から議案第72号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）までを一括して、概要を説明いたします。

今回の補正は、主に議案第65号から議案第67号までの条例改正及び辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票に伴う補正予算の計上です。

まず、議案第68号 平成30年度南風原町一般会計補正予算（第4号）の2ページ、第1表歳入歳出予算補正について説明いたします。歳入歳出それぞれ1,212万1,000円増額し、補正後の一般会計予算額は146億8,868万円となります。

続いて5ページ、第2表債務負担行為補正について説明いたします。ふるさと納税推進事業、限度額2,200万円については、ふるさと納税の推進強化を図るため、今年度よりプロポーザル方式による業者選定を行うため、期間は平成30年度から31年度までです。

次に歳入について説明いたします。8ページ、14款1項4目. 総務費負担金664万2,000円の増額補正は、辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票執行に伴う負担金で、県からの交付基準額をもとに計上しております。

9ページ、17款1項1目. 財政調整基金繰入金547万9,000円の増額補正は、第4号補正

12月21日（第5号）

歳入歳出の調整により基金から取り崩しを行うことによるものです。なお、補正後の同基金残高は10億748万円となります。

引き続き、歳出について説明いたします。10ページ、1款1項1目、議会費142万6,000円の減額補正は、議案第65号及び67号の条例改正による議員期末手当等30万5,000円の増はあるものの、改選により在職期間が異なる議員6名分の期末手当支給割合により、当初見込みより173万1,000円の減が生じたことによるものです。

以降、14ページ、2款4項10目、県民投票費を除き、11ページの2款1項1目、一般管理費から28ページの10款6項2目、共同調理場運営費までの増額補正は、今回の議案第65号から67号までの条例改正による職員給与等の増及び各特別会計に属する職員給与分の繰出金の増によるものです。

14ページ、2款4項10目、県民投票費664万2,000円の増額補正は、平成31年2月24日執行予定の県民投票に係る投票管理者等の報酬、職員手当等及び事務費の計上です。

29ページから36ページは、今回補正予算にかかる給与明細書等となります。以後の各特別会計の説明は省略いたします。

続いて、議案第69号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について説明いたします。

6ページの繰入金35万7,000円の増額補正は、職員給与費等の一般会計からの繰入金で、7ページの歳出に同額を計上しております。

次に議案第70号 平成30年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

6ページの繰入金3万2,000円の増額補正は、職員給与費等の一般会計からの繰入金で、7ページの歳出に同額を計上しております。

次に議案第71号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

6ページの繰入金16万3,000円の増額補正は、職員給与費等の一般会計からの繰入金で、7ページの歳出に同額を計上しております。

次に議案第72号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

6ページの繰入金21万5,000円の増額補正は、職員給与費等の一般会計からの繰入金で、同額を歳出の7ページ、1款、総務費と8ページ、2款、土地区画整理事業費に計上しております。

以上が議案第68号 平成30年度南風原町一般会計補正予算（第4号）から議案第72号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）までの概要です。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 それでは一般会計補正予算（第4号）5ページ、ふるさと納税推進事業2,200万円の債務負担行為ですが、これは推進強化を図るため今年度よりプロポーザル方式による業者選定を行うと。このふるさと納税は商工会と契約をしております。それで委員会でも少し質疑しましたがけれども、平成28年度は、ふるさと納税返礼品がまだないころ、たしか70万円余り、七十五、六万円ぐらいだったと思います。平成29年度が1,400幾らか、1,500万円。今年度が4,200万円ぐらいになるだろうと予想されています。今、商工会でやっているふるさと納税のほうも、今2年目です、返礼品を始めて。それでも印象として急激に伸びています。このプロポーザル方式に変えた理由と、このプロポーザル方式をどのようにしてやるか、例えば公募なのか、この辺のやり方がわかりませんので、その辺を教えていただきたいと思っております。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 まず、今回債務負担行為で計上した理由としては、我々今後、一般財源の確保という観点、また地産地消、地元生産販売の事業拡大という観点からさらに推進をしていこうということで、4月1日から契約をして進めていきたいと。そのために事前に契約事務を進めていきたいということで今回上げております。またプロポーザル方式については公募型で、広くですね、これから現在、議員がおっしゃる平成29年度は1,400万円、今年度は約4,000万円伸びておりますが、さらに伸ばしていかなければいけないと。飛躍的に伸ばしていかなければいけないと考えておりますので、さらに推進するために公募型で募集をして、自主財源の確保に努めていきたいということで計上をしております。

12月21日（第5号）

○議長 知念富信君 11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 公募型ということは、恐らく全国ではあちこち企業関係も何社かいると思います。その辺は制限とかそういうのはなくて、公募して持ってきたら全部プロポーザル方式にかけるということでよろしいですか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 現段階では一般的な公募を、幅広く募集していこうということで計画していますが、これについてはまたこれから予算可決後、また精査していきたいと考えております。

○議長 知念富信君 次の方。1番 玉城 勇議員。

○1番 玉城 勇君 2点ほど質疑します。ただいま質疑をしているプロポーザルの件ですけれども、今順調に来ているのに、あえて急遽、4月から方法を変えていきたいと。プロポーザルで、今月発注するのかわかりませんが、いつまでに回答を得て決定をするのか。4月1日でやるのであれば3月上旬ぐらいには決めないとできないと思うんですけれども、この理由は何なのか。あまりにも急に出ているものですから、何なのかというのと。

あと1点町長にお聞きしたいんですけれども、今、県内各地で話題になっております辺野古の件でございますけれども、今回、県民投票で640万円余りの予算がついておりますが、町長として辺野古の基地問題について、今回の県民投票が必要なのか。といいますのは、もう既に去る県知事選挙、4年前も含めて、この前の県知事選挙、それから県議会議員選挙を見ましてももう民意は出ているという話でありました。しかしここに来て、もう一度確認をするというのが、5億5,000万円の莫大な金を投入してその意味があるのか、それについて町長はどういうふうに考えますか、2点お願いします。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 答えいたします。まず、プロポーザルの件に関しましては総務部長のほうから答弁いたしますけれども、県民投票の件に関しまして、私のほうから答弁いたします。

私の考え方といたしましては、まさに今、玉城 勇議員がおっしゃったような、そういった認識でございますけれども、ただしかし、我々、法令、条例を根拠に業務を推進する立場といたしましては、県議会のほうで議論をされまして、成立した県条例に基づく県民投票でございますので、これはまたその法令、条例を遵守する立場からして、実施すべきだという思いで予算を提案いたしておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。プロポーザルにつきましては、現在、商工会に委託してふるさと納税の事業については順調に進んでいるところであります。しかしながら、今後、我々の財政状況、また今後の町の財政事情に合わせて、自主財源の確保が命題となりますので、それをさらに推進するためにプロポーザルで選定して、自主財源の確保、また町内企業の生産者、販売者の事業拡大に努めてまいりたいと思っております。

○議長 知念富信君 1番 玉城 勇議員。

○1番 玉城 勇君 さらに自主財源を動かすということは、今の30%、30%、40%を変えていきたいということであれば、今の業者と相談してもいいんじゃないですか。それだけじゃなくてほかにもあるのか。その辺はもう一度答弁をお願いしたいと思います。それから先ほど地場産以外もあるようなお話をしておりますけれども、それについてはちゃんと話をして外していくとか、それは可能だと思うんです。ほかにも問題があったのか、変える理由は何なのか。あるいはプロポーザルをやる理由は何なのか。2,000万円余り金をかけて、さらにふやすということは、やはり相手の手当といいますか、この30%、30%を減らしていく考えなのか、根拠は何なのかということなんです。

それから町長、町長はこの予算、640万円余りの経費は義務とと思っているのか。よくいわれているように国からの義務と沖縄県からの要請というのは違うと思うんです。要するに地方自治法でいう義務的経費というのは、地方自治法第177条第1項が規定する義務的経費は国からの直接法律または政令に規定された事務に要する経費であります、国からの。これは執行すべきことであるということが法律で定められているわけでありましてけれども、しかし、県民投票は地方自治法第152条の17の2の都道府県知事の権限に属する事務の一部であります。県民投票条例なんです。市町村が処理することとすることができるといいます。義務ではないんです。ですから県民投票は町長の判断でもやってもいい、

12月21日（第5号）

やらなくてもいい、あるいは議会で仮に否決した場合に、これは町長はやらなくてもいいんです。そういう国からの義務的経費と沖縄県条例によっての経費と違うんですけれども、町長に対しての義務はないはずなんです。この考え方はどういうふうにご判断されるのか。いま一度、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。法律の解釈でございますので、義務規定あるいはまた努力規定とかあるわけでございますので、その辺は玉城議員とちょっと意を異にするかもしれませんが、ただ私は地方自治法第252条の17の2に基づいて、市町村長と協議をした上で制定をした県条例でございますので、私はちゃんとした法律を根拠にした条例が制定されたものと思っております。その条例の中ではまた市町村長に県知事は業務を移譲することができるということでございますので、私としては自治法、あるいはまた県条例に沿った形での予算の計上だと思っておりますので、私の解釈では義務費という認識を持っております。以上です。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。まずプロポーザル導入につきましては、30%というのは返礼品の限度の率です。それは変わりません。ただ委託する比率ですね、委託料、それについては今後プロポーザルの率が下がったりとかするかと思っておりますが、いろいろ公募面のプロポーザルで聞くことによって、今後のふるさと納税の推進に寄与するものということで、幅広く意見を聴取して、高率のいいところに委託を進めていきたいと考えております。

○議長 知念富信君 1番 玉城 勇議員。

○1番 玉城 勇君 ふるさと納税の返礼品に係るものとか、あるいは受け入れするとかについては、やはり自主財源をふやすということになると、返礼品を30%に抑えるのであれば委託費を抑えるしかないんです。その30%を抑える。しかし、今後ますますこの事業についてはセキュリティ的に事業はふえてくると思うんです。そうすると、その委託料というのは減らすことができないと思うんですね。逆に今後はそれ相当の開発等でふえていく可能性があるんです。ですからこれについて、ただ相手方の経費を落とすだけでいいのか、今後その辺も含めて検討していかないと。ただ、今回プロポーザルをやる。じゃあ、これは何年間の効力を持たせるのか、その辺も是非説明していただいて、じゃああと何年したら、またもう一度プロポーザルを行うとか、そういう考えなのか、その辺をもう少しきちんと説明していただきたいと思っております。

それから町長にもう一度、考え直していただきたいんですけれども、私はこの予算は執行すべきじゃないと思っております。やっぱり宜野湾市でもありました、宮古島市でもありました、今浦添市、沖縄市と、いろいろとこれから出てきますけれども、やはりこの辺野古の埋め立てに賛否を問うということでもありますけれども、先ほども言ったように既に民意は出ている、そういう状況の中でもう一度やると。そこで二者択一以外にもっとほかに4択にしてほしいと、「賛成」「反対」だけでは困るだろうと、やむを得ないのもあるんです、わからないのもあるんですよ。だからそういうふうによれば、もう少し投票もしやすいのかなと思うんですけれども、そういう意見がありました。ですからさらに、その問題の中には普天間飛行場の危険性除去についての配慮が何らないと、その文言がないわけです。ただ辺野古反対だけなんです。じゃあ普天間をどうするのかというのがこの中に入っていないと。そういうことで、県民の多様な意見があるのに、その辺を抑えてまで「賛成」「反対」だけでやるというのが、いま一度理解ができないというのが大多数でありますので、もう一度、町長をお願いしたいんですけれども、できないならできないでいいんですけれども、やはりこの議案についてはもう一度検討すべきだと思います。場合によっては…、今からはもう遅いと思うんですけれども、しかし、沖縄県民、多くの方がそのように考えていらっしゃるのを是非わかっていたいただきたいと思っておりますので、いま一度、ご答弁をお願いします。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。今まさに玉城議員がおっしゃったことに関しましては、私も理解をするところではございますけれども、だからと申しまして、この県条例を実施しないというようなことと、また別だと私は思っておりますので、やはり法令、条例を遵守して行政を進めるという立場上、今回はこの議案を提案させていただいたということでございますので、是非私の立場もご理解いただいておりますので、そのようお願いいたします。以上です。

○議長 知念富信君 総務部長。

12月21日（第5号）

○総務部長 宮平 暢君 プロポーザルにつきましては、さらなる南風原町の発展に寄与するように、努力して努めてまいりたいと思います。

○議長 知念富信君 ほかに質疑ある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ある方はこれを許します。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午後2時33分）

再開（午後2時34分）

○議長 知念富信君 再開します。

討論のある方はこれを許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午後2時35分）

再開（午後2時36分）

○議長 知念富信君 再開します。

これから議案第68号 平成30年度南風原町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。（起立多数）

○議長 知念富信君 起立多数であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩（午後2時37分）

再開（午後2時37分）

○議長 知念富信君 再開します。

これから議案第69号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第70号 平成30年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第71号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第72号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

12月21日（第5号）

日程第24. 議案第73号 南風原町監査委員の選任について

- 議長 知念富信君 日程第24. 議案第73号 南風原町監査委員の選任についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長 赤嶺正之君 議案第73号 南風原町監査委員の選任について 下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定によって、議会の同意を求めますのでございます。記 住所 南風原町字宮城290番地、氏名 稲福 清、生年月日は記載のとおりでございます。提案の理由としまして、現監査委員の稲福 清氏が平成30年12月31日をもって任期満了のため提案するものでございます。次のページに履歴書が添付されておりますので、どうぞお目通しをいただきたいと思います。以上でございます。
- 議長 知念富信君 これより質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。（「進行」の声あり）
- 議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第73号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ある方はこれを許します。（「異議なし」の声あり）
- 議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第73号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。（「なし」の声あり）
- 議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第73号 南風原町監査委員の選任についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第25. 報告第19号 専決処分「津嘉山第6雨水幹線工事（30-1）の請負契約金額の変更」の報告について

- 議長 知念富信君 日程第25. 報告第19号 専決処分「津嘉山第6雨水幹線工事（30-1）の請負契約金額の変更」の報告についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。
- 副町長 国吉真章君 報告第19号 専決処分「津嘉山第6雨水幹線工事（30-1）の請負契約金額の変更」の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。記 1 専決処分事項 津嘉山第6雨水幹線工事（30-1）の請負契約金額の変更について、2 専決処分した理由 議会の議決を得た工事請負契約について契約金額の400万円以内の変更。専決処分については12月13日に行っております。
- 1 専決処分事項 津嘉山第6雨水幹線工事（30-1）の請負契約金額の変更について
（1）変更事項 変更前契約額8,494万2,000円、54万円を増額しまして、変更後の契約金額が8,548万2,000円。（2）契約の相手 那覇市小禄5丁目16番地4 303号 有限会社新長堂土木 代表取締役 高良正哉。2 変更した理由 土留工の広報変更に伴う関係数量の変更及び津嘉山地区雨水管布設工の追加による変更であります。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。
- 議長 知念富信君 経済建設部長。
- 経済建設部長 神里操也君 では、報告第19号 専決処分「津嘉山第6雨水幹線工事（30-1）の請負契約金額の変更」の報告について補足説明します。今回の報告は、平成30年6月21日の第2回定例会において可決されました工事の設計変更による契約金額の変更でございます。資料でご説明します。3ページをお開きください。左側に平面図がありまして、赤塗り箇所が今回の変更箇所でございます。中央に赤塗り箇所の標準断面図としまして、変更前と右側に変更後の断面図が記入しております。今回の設計変更は主に2点でございます。まず1点目は、赤塗り箇所の土留工法の変更でございます。平面図において青色の県企業局送水管とボックスカルバートが交差する延長およそ10メートルの箇所において、変更前は立て込み簡易土留めを施工するため地盤を薬液注入で安定させ、それから掘削し土留めを行うという工法でございましたが、受注者

12月21日（第5号）

から現工法、現在の設計の工法では施工が困難であるということをございまして、下流側と同じ工法で、工法の連続性を図るということで作業の効率化ということ鋼矢板を両側に打ち込み、掘削する工法に変更できないかとの協議の申し出がありまして、今その検討をした結果、下流と同じ工法で設計変更することで薬液注入工が不用となり、相当な費用が減額となりました。そこで減額分を4ページにございます土地区画整理事業区域内の土地利用に伴う道路整備に伴い、区画の9-9の道路整備に当たり、事前に雨水管径800ミリの管を布設し、既存の管と接続する施工延長43.1メートルの追加工事が2つ目の変更でございます。要約しますと、国道507号津嘉山バイパス箇所の土留め工法の変更による減額分に対して、津嘉山地内の雨水幹線布設工事を追加し、合わせて54万円を増額とする請負契約金額を変更した内容でございます。以上で報告第19号の補足説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 知念富信君 ただいまの報告について疑義がありましたら質疑を許します。

〔「休憩願ひします」の声あり〕

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午後2時47分）

再開（午後2時59分）

○議長 知念富信君 再開します。

質疑のある方はこれを許します。

〔「進行」の声あり〕

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第19号 専決処分「津嘉山第6雨水幹線工事（30-1）の請負契約金額の変更」の報告については、

これをもって終了します。

日程第26. 報告第20号 専決処分「平成30年度北丘小学校西側避難通路整備工事の請負契約金額の変更」の報告について

○議長 知念富信君 日程第26. 報告第20号 専決処分「平成30年度北丘小学校西側避難通路整備工事の請負契約金額の変更」の報告についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第20号 専決処分「平成30年度北丘小学校西側避難通路整備工事の請負契約金額の変更」の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。記 1 専決処分事項 平成30年度北丘小学校西側避難通路整備工事の請負契約金額の変更について、2 専決処分した理由 議会の議決を得た工事請負契約について契約金額の400万円以内の変更。専決処分については11月21日に行っております。1 専決処分事項 平成30年度北丘小学校西側避難通路整備工事の請負契約金額の変更について（1）変更事項 変更前契約額 2億8,148万400円、225万7,200円を増額して、変更後の契約額が2億8,373万7,600円。（2）契約の相手 平成30年度北丘小学校西側避難通路整備工事建設工事共同企業体 代表者 那覇市字仲井真392番地 有限会社仲土建 代表取締役 仲里源正。構成員 うるま市字田場1792番地 有限会社琉創建設 代表取締役 玉寄 實。構成員 南風原町字兼城262番地 有限会社新里産業 代表取締役 新里幸市。構成員 南風原町字津嘉山508番地 株式会社仲里建設 代表取締役 仲里友一。2 変更した理由 既設吹付モルタル、法枠の撤去面積及び処理費用を追加したことにより増額となったものであります。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 補足説明をしてまいります。資料の4ページ、5ページのほうをごらんください。今回、増となった部分は色塗りの部分でございます。それから変更前の箇所が左側の斜線と右側の車線で既設の工法が2つに分かれております。まず主な理由としましては、盛り土工の工事の際に段切りを行う箇所がございます。その箇所に客土による土を盛る際に吹付モルタル及び法枠の撤去面積が変更と処理費用が変更になったということですが、資料のほうに断面図がございます。断面図のほうをごらんください。断面図で施工箇所という部分に階段状に描かれている部分が、今回いつている盛り土工の際に段切りを行う箇所となっております。その部分で、当初は既にモルタル吹きつけ等が行われている場所に客土等を行う予定でしたが、より安定性を図るために、一旦その吹付モルタル部分及び法枠の撤去をした後、その工事をしたほうが良いということで、

12月21日（第5号）

工法と撤去の面積が変更になったというものでございます。以上です。

○議長 知念富信君 ただいまの報告について疑義がありましたら質疑を許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第20号 専決処分「平成30年度北丘小学校西側避難通路整備工事の請負契約金額の変更」の報告については、これをもって終了します。

日程第27. 報告第21号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

○議長 知念富信君 日程第27. 報告第21号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第21号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。記

1 専決処分事項 和解及び損害賠償の額の決定について、2 専決処分した理由 法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項であります。専決処分については12月10日に行っております。1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について2 相手方 那覇市旭町116番地37 沖縄県南部合同庁舎7階、8階、南部土木事務所。3 事故の概要 平成30年7月28日（土）午前9時50分ごろ、県道240号線を与那原方面から大名給油所向けに直進し、かなや食品前の駐車場を利用してUターンを行おうとした際に、マイクロバスの左側面の中央付近とガードレールが接触、破損させたことによる賠償であります。4 損害賠償額 25万6,165円です。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 今回の事故の概要についてですが、今回、スタートしてから大名給油所向けに向かったところ、実際、目的地を既に超過しているということに途中で気がつきまして、かなや食品前の民地の駐車場で急いでUターンをしようとした際に、マイクロバスは結構大きいので、ガードレールのほうにハンドル操作を間違えてぶつけたということがこの内容でございます。実際、事故の日の7月から今回まで時間が延びていますのは、南部土木事務所の現場がガードレールの確認等に時間を要したために、今回の報告となっております。以上です。

○議長 知念富信君 ただいまの報告について疑義がありましたら質疑を許します。1番 玉城 勇議員。

○1番 玉城 勇君 確認させてください。マイクロバスですね。宮城側から大名給油所へ向かって右折をしてUターンですけれども、素人の運転手なのか、普通だったらこれを見ると、ここへ行ってから入るはずですが、マイクロバスを持ったことがないのか、そういう確認はされているのかどうか。通常を考えればそうですが、狭いですよね。狭いところをすぐ左折というのは大型の車ではあり得ないことですが、そういうバス関係を持ったことがない人が運転しているのか。通常でしたらここからこう入ります。要するに3メートル以上あいていますから、道路が。なんですが、こういうのはやはり注意とか確認をして借用させるべきだなと思うんですが、この辺の確認はやっておりますか。

○議長 知念富信君 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 神里 智君 お答えいたします。マイクロバスを借用する場合は大型免許を持っているかどうかの免許証のコピーをいただいております。実際、事故を起こした方も何回も運転をして、貸し出しをしている方でございます。

○議長 知念富信君 2番 新垣善之議員。

○2番 新垣善之君 質疑というか、その7月28日に事故があって、その後、8、9、10、11、12月、今月を合わせて5カ月間、ガードレールが修復されていないということで、ここは宮城の児童が登下校に使いますので、そういった事故があったからの迅速な対応を、子供たちの安全のために対応方をよろしくお願いします。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 この辺につきましても、こちらのほうとしては、保険の対応等についてはすぐやっているところではあるんですが、土木事務所等にこの工事は急がしてはいたところではあります。この工事のできるところがなかなか見つからないということで工事は少しおくれました。しかし、ずっとおくれていたのではなくて、工事は

12月21日（第5号）

一旦済んだんですけれども、最終的な完了の検査等に時間がかかったということでございます。

○議長 知念富信君 12番 赤嶺奈津江議員。

○12番 赤嶺奈津江さん 車の貸し出しの際に免許証を確認されているということで答弁がありましたけれども、これまでも運転をされていた方ということではあるんですけれども、じゃあこのペナルティーは実際本人にはないわけですよ。その確認と、本人にペナルティーがないかの確認と。この事故を起こされた後に貸し出しの際にどういう対応をとられているのか。また事故を起こしても同じ方にずっと貸し出しをするのか、それがどうなっているのか。今回このガードレールの補償はこれに入りますけれども、車の修理についてはどうなっているのかをお願いします。

○議長 知念富信君 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 神里 智君 事故を起こした方への貸し出しとかペナルティーとかは現在のところやっておりません。マイクロバスのほうも修理を終えて、ネームまで入れて、ちゃんとした状態になっております。ただ、先ほど部長がおっしゃったように、今回の遅くなった理由は、県がやったのではなくて、こちらの保険会社が委託した土木業者がやっていまして、現物修復という形になりますので、確認がおくれたり、県からの通知が本人宛に行ったりとか、そういったもので時間がかかったために、現在のような、今回の提案になっております。よろしくをお願いします。

○議長 知念富信君 12番 赤嶺奈津江議員。

○12番 赤嶺奈津江さん 今、ペナルティーを課していないということでありましてけれども、やはり何回も借りていて、その中で事故を起こしているのであれば、貸し出しする際に、再度、貸し出しについて検討を要するのではないかと思います。その点と。今、ガードレールの修理については金額は上がってきていますけれども、マイクロバスの修理費はどのようになっているのか、金額も含めお願いします。本人にその修理をさせるのか、全部町負担でやっているのか、何なのか、お願いします。

○議長 知念富信君 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 神里 智君 修理の金額につきましては、公用車は全部保険に入っていますので、町村会の保険に入っていますので、車体保険も全部込みでの保険に入っていますので、個人とか町の予算から持ち出しとかそういったものではなくて、全部保険でまかなっております。現在、事故を起こした方は何回も起こすかといったら、私の記憶の限りでは1回起こした方は2回は起こしておりませんので、注意はしていますので、くれぐれも運転には気をつけてくださいということで、2回も3回も事故を起こした方は私の記憶ではございません。金額は二十何万円だったと思います。大体同じ金額ぐらい。バスです。バスも大体同じぐらいだったと思います。

○議長 知念富信君 12番 赤嶺奈津江議員。

○12番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。別に町当局を責めるわけではなくて、ただ貸し出しの際に、全く本人にペナルティーがないままどんどん壊れていって、町はどんどん保険を使う、保険だからいいよではないと思うんですね。車自体はだめになっていきますよね、幾ら修理をしても。そういうところでペナルティーをやはりどうにか考えていかないと、安易にぶつけてもそのままというふうになってしまうと困りますので、再度これを検討していかないといけないと思います。今回、相手方への保障ですので、それは仕方がない部分でありますので、こういう貸し出しの際に、今まで借りていて、たまたまこの1回、事故を起こしたから次からはもうやらないでしようではなくて、やはりそれはチェック事項の中では貸し出しの際に要注意という部分で考えないといけないと思いますけれども、いかがですか。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 その辺につきましては、こちらのほうとしても借りる際、それから貸す際、双方でその辺の話をきちんとやって、重々気をつけるようにということで口頭の注意も含めて、また車のほうも一旦どの辺、傷ついていないよということも含めて話し合いをするような形で、またあわせて指導ができるような形で検討していきたいと思っております。

○議長 知念富信君 11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 先ほどの答弁で、車も二十何万円かかったと、保険から。これまでの損害賠償の場合は全部上がってきていますよね、保険で対応しました、幾らかかかったということで専決処分の場合は上がってきていたはずなんだよ。今回、見たらガードレールの金額だけなのであれと思って、今質疑も出たと思いますけれども、これは何か理由があ

12月21日（第5号）

るんですか。車の修理代は本当は上げるべきだと思うんですね、一緒にこれだけ保険で負担しているということは。これまでは上がってきていましたよね、保険これぐらいで直しましたというのは、車も。

○議長 知念富信君 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 神里 智君 車も、マイクロバスも自損で壁とかにぶつかって、壁には全然影響がなくて車だけだったというときには、和解とかそういったものは議会には報告しておりません。公予算もそうですけれども、自損でぶつかった場合にそういったものの…、相手があった場合に、相手に何か損害を与えた場合にそれを提案していますので、自分の車だけの場合は提案していません、今までも。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午後3時17分）

再開（午後3時19分）

○議長 知念富信君 再開します。

〔「進行」の声あり〕

○議長 知念富信君 これをもって質疑を終わります。報告第21号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告については、これをもって終了します。

休憩します。

休憩（午後3時19分）

再開（午後3時31分）

○議長 知念富信君 再開します。

日程第28. 選挙第10号 南風原町選挙管理委員の選挙について

○議長 知念富信君 日程第28. 選挙第10号 南風原町選挙管理委員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ある方は許します。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定しました。南風原町選挙管理委員には、字宮平の赤嶺松男氏、字照屋の大城康廣氏、字兼城の大城徳明氏、字宮城の宮城政行氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました赤嶺松男氏、大城康廣氏、大城徳明氏、宮城政行氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

日程第29. 選挙第11号 南風原町選挙管理委員補充員の選挙について

○議長 知念富信君 日程第29. 選挙第10号 南風原町選挙管理委員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ある方は許します。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定しました。南風原町選挙管理委員補充員には、字大名の仲里 博氏、字宮平の大城 辰氏、字兼城の新垣好則氏、字大名の知念 勤氏、以上の方を指名します。

12月21日（第5号）

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。したがって、仲里 博氏、大城 辰氏、新垣好則氏、知念 勤氏、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第30. 陳情第11号 普天間基地5年以内運用停止の遵守を求める議会決議の陳情

○議長 知念富信君 日程第30. 陳情第11号 普天間基地5年以内運用停止の遵守を求める議会決議の陳情についてを議題とします。本件は、議会運営委員会に取り扱いを依頼しておりました。その協議の結果、委員会付託を省略し、後ほど意見書第4号として提案することが決まりました。

お諮りします。陳情第11号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって陳情第11号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから陳情第11号について討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第11号 普天間基地5年以内運用停止の遵守を求める議会決議の陳情を採決します。本件に採択する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、採択することに決定しました。

日程第31. 意見書第4号 米軍普天間飛行場の5年以内運用停止の遵守を求める意見書

○議長 知念富信君 日程第31. 意見書第4号 米軍普天間飛行場の5年以内運用停止の遵守を求める意見書についてを議題とします。まず本件に関し、提出者から趣旨説明を求めます。12番 赤嶺奈津江議員。

○12番 赤嶺奈津江さん それでは読み上げて提案させていただきます。意見書第4号。平成30年12月21日。南風原町議会議長知念富信殿。提出者 南風原町議会議員 赤嶺奈津江、賛成者 南風原町議会議員 石垣大志、照屋仁士、金城好春、浦崎みゆき、大城毅、大城真孝。米軍普天間飛行場の5年以内運用停止の遵守を求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

米軍普天間飛行場の5年以内運用停止の遵守を求める意見書 普天間飛行場の5年以内の運用停止については、安倍晋三首相が普天間飛行場負担軽減推進会議の第1回会議

（2014年2月18日）において、沖縄県民全体の思いとして、しっかり受け止め、「政府としてできることはすべて行う」と述べるなど、政府としての見解が示されてきたところである。同飛行場の運用による騒音被害とともに、昨年来、立て続けに起きた普天間基地所属の米軍機の墜落、エンジントラブル、部品落下事故等により、基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている周辺住民は、日々、生命の危険にさらされ続けている。よって、本町議会は、こうした危険性除去のために、「5年」の期限を迎える2019年2月には「普天間飛行場の運用停止」を確実に実現することを強く求めるものである。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成30年（2018年）12月21日。沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣。以上です。よろしくお願ひします。

○議長 知念富信君 これより質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第4号につきましても、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ある方はこれを許します。

（「異議なし」の声あり）

12月21日（第5号）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって意見書第4号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより意見書第4号 米軍普天間飛行場の5年以内運用停止の遵守を求める意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、可決することに決定しました。

日程第32. 陳情第12号 すべての沖縄の子どもたちの健やかな成長のためにこども医療費助成制度の拡充を求める陳情書

○議長 知念富信君 日程第32. 陳情第12号 すべての沖縄の子どもたちの健やかな成長のためにこども医療費助成制度の拡充を求める陳情書についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情第12号 すべての沖縄の子どもたちの健やかな成長のためにこども医療費助成制度の拡充を求める陳情書 審査の経過 本件は、12月11日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では、12月19日に委員会を開き審査を行い、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、全会一致による採択であります。措置に関しましては、後ほど新垣善之議員より意見書を提出いたします。以上です。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより陳情第12号 すべての沖縄の子どもたちの健やかな成長のためにこども医療費助成制度の拡充を求める陳情書についてを採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって、本案は採択することに決定しました。

日程第33. 意見書第5号 すべての沖縄の子どもたちの健やかな成長のためにこども医療費助成制度の拡充を求める意見書

○議長 知念富信君 日程第33. 意見書第5号 すべての沖縄の子どもたちの健やかな成長のためにこども医療費助成制度の拡充を求める意見書についてを議題とします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。2番 新垣善之議員。

○2番 新垣善之君 それでは読み上げて提案いたします。意見書第5号。平成30年12月21日。南風原町議会議長知念富信殿。提出者 南風原町議会議員 新垣善之、賛成者 南風原町議会議員 浦崎みゆき、岡崎 晋、石垣大志、大城 勝、金城好春、宮城清政、大城 毅。すべての沖縄の子どもたちの健やかな成長のためにこども医療費助成制度の拡充を求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

すべての沖縄の子どもたちの健やかな成長のためにこども医療費助成制度の拡充を求める意見書 沖縄県における子どもの貧困率は29.9%で全国平均の倍以上になっており、多くのご家庭で格差と貧困による生活困窮があります。必要な時に安心して医療機関を受診できることは、子どもたちの心身の健やかな成長のために必要不可欠であり、沖縄県民の要求でもあります。自治体によるこども医療費助成制度は、この10年間で大きく広がりました。2017年4月1日現在、政府厚労省調べで、中学校卒業以上の年齢まで医療費助成を

12月21日（第5号）

している全国の自治体は、「通院外来」で86%、「入院」で90%以上に達しています。しかし、沖縄県内におけるこども医療費助成は「通院外来」で54%（2018年4月1日現在）であり、大きな格差があります。2018年4月より、自治体が独自に行うこども医療費助成に対し、政府が科してきたペナルティー（国民健康保険国庫補助金の削減）の一部（就学前まで）が廃止されました。少子化対策に逆行するものと自治体関係者からも意見があがるなど長年の世論と運動の成果ではありますが、まだ不十分です。年齢制限をせず完全廃止すべきです。すべての沖縄の子どもたちの健やかな成長のために、こども医療費助成制度における本土との格差を一日も早くなくすためにも国の制度化を早期に実現するよう求めるものです。

記 1 こども医療費助成制度を現物給付にしたことによる自治体への国庫補助削減（ペナルティー）は、すべて廃止すること。2 どの地域に住んでいても、少なくとも義務教育の間は、こどもの医療を受ける権利を保障するために、国の制度として中学校卒業までの医療費無料制度を早期に実現すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成30年（2018年）12月21日。沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。以上です。

○議長 知念富信君 これより質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております意見書第5号につきましては、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ある方はこれを許します。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって意見書第5号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより意見書第5号 すべての沖縄の子どもたちの健やかな成長のためにこども医療費助成制度の拡充を求める意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立をお願いします。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、可決することに決定しました。

日程第34. 意見書第6号 すべての沖縄の子どもたちの健やかな成長のためにこども医療費助成制度の拡充を求める意見書

○議長 知念富信君 日程第34. 意見書第6号 すべての沖縄の子どもたちの健やかな成長のためにこども医療費助成制度の拡充を求める意見書についてを議題とします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。2番 新垣善之議員。

○2番 新垣善之君 それでは読み上げて提案いたします。意見書第6号。平成30年12月21日。南風原町議会議長知念富信殿。提出者 南風原町議会議員 新垣善之、賛成者 南風原町議会議員 浦崎みゆき、岡崎 晋、石垣大志、大城 勝、金城好春、宮城清政、大城 毅。すべての沖縄の子どもたちの健やかな成長のためにこども医療費助成制度の拡充を求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

すべての沖縄の子どもたちの健やかな成長のためにこども医療費助成制度の拡充を求める意見書 沖縄県における子どもの貧困率は29.9%で全国平均の倍以上になっており、多くのご家庭で格差と貧困による生活困窮があります。必要な時に安心して医療機関を受診できることは、子どもたちの心身の健やかな成長のために必要不可欠であり、沖縄県民の要求でもあります。自治体によるこども医療費助成制度は、この10年間で大きく広がりました。2017年4月1日現在、政府厚労省調べで、中学校卒業以上の年齢まで医療費助成をしている全国（沖縄県以外）の自治体は、「通院外来」で86%、「入院」で90%以上に達しています。2018年4月より、自治体が独自に行うこども医療費助成に対し、政府が科してきたペナルティー（国民健康保険国庫補助金の削減）の一部（就学前まで）が廃止されました。少子化対策に逆行するものと自治体関係者からも意見があがるなど長年の世論と運動の成果ではありますが、まだ不十分です。年齢制限をせず完全廃止すべきです。ま

12月21日（第5号）

た、沖縄県では、2018年10月から、就学前まで「一部負担なし」で「現物給付」による完全無料化が実現しました。さらに県は「対象年齢も段階的に拡大する」と市町村との協議を開始しています。大いに歓迎し、早期の実現を求めるものです。すべての沖縄の子どもたちの健やかな成長のために、こども医療費助成制度における本土との格差を一日も早くなくし、対象年齢拡大を早期に実現するよう求めるものです。

記 1 こども医療費助成制度を現物給付にしたことによる自治体への国庫補助削減（ペナルティー）は、すべて廃止するよう国に強く求めること。2 国の制度として中学校卒業までの医療費無料制度を早期に実現するよう国に求めること。3 国の制度ができるまで、県の制度として、中学校卒業まで、所得制限なし、一部負担なし、現物給付で医療費無料制度の拡大拡充を、県と市町村が協力して早期に実現すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成30年（2018年）12月21日。沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 沖縄県知事となっております。以上。

○議長 知念富信君 これより質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております意見書第6号につきましては、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ある方はこれを許します。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって意見書第6号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより意見書第6号 すべての沖縄の子どもたちの健やかな成長のためにこども医療費助成制度の拡充を求める意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を願います。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、可決することに決定しました。

日程第35. 陳情第13号 南風原町法人立保育園園長会からの陳情書

○議長 知念富信君 日程第35. 陳情第13号 南風原町法人立保育園園長会からの陳情書についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情第13号 南風原町法人立保育園園長会からの陳情書 審査の経過 本件は、12月11日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では、12月19日に委員会を開き、陳情団体である南風原町法人立保育園園長会から2人の説明者を招き、陳情の趣旨、説明を受け、質疑応答を行いました。陳情項目の質疑に対しては、町議会議員と町園長会との情報交換会を定期的を実施したいと回答がありました。その後、委員会で審査を行い、採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当と見なし、全会一致による採択であります。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第13号 南風原町法人立保育園園長会からの陳情書についてを採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

12月21日（第5号）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、採択することに決定しました。

日程第36. 陳情第10号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第37. 総務民生常任委員会の閉会中の継続調査申出書
（閉会中の継続調査の申し出について）

○議長 知念富信君 日程第36. 陳情第10号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書（閉会中の継続審査の申し出について）、日程第37. 総務民生常任委員会の閉会中の継続調査申出書（閉会中の継続調査の申し出について）を議題とします。総務民生常任委員長から閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第38. 決議第6号 閉会中の議員派遣について

○議長 知念富信君 日程第38. 決議第6号 閉会中の議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。したがって議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

○議長 知念富信君 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会において議案及び意見書等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長 知念富信君 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて平成30年第4回南風原町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会（午後3時59分）